

人生に一度の相続で困らない・困らせないために

笑顔を運ぶ「遺言」のお話





目次

「遺言」とは	・・・2ページ
① 遺言にできること	・・・3ページ～
② 遺言をつくっておいたほうがよい場合	・・・9ページ～
③ 遺言の種類	・・・15ページ～
・自筆証書遺言について	16ページ～
・公正証書遺言について	23ページ～
④ 遺言以外の相続対策	・・・28ページ～
⑤ 自分自身の相続を考える	・・・32ページ

「遺言」とは

自分の財産について

「誰に」「何を」「どれだけ」のこすか

最終意思を表示した文書のこと

法律上の効力を発生させるためには
民法に定める方式に従わなければいけません

1 遺言にできること

遺言書は、遺言者の意思や心情を伝えることができる「家族に対するメッセージ」です

◆遺言の対象にできる事項

相続に関すること

- 法定相続分とは異なる遺産分割割合の指定
- 法定相続人の排除、またはその取り消し
- 遺産分割方法の指定

財産処分に関すること

- 法定相続人以外の者への遺贈
- 社会に役立たせるための寄付
- 信託の設定

身分に関すること

- 子の認知
- 未成年後見人および未成年後見監督人の指定

そのほか

- 生命保険受取人の変更
- 相続手続きを円滑かつ確実にこなすための遺言執行者の指定

遺言によって、元気なうちに準備できることがあります

1 遺言にできること・・・財産と「思い」をのこすための準備

自分の財産を、自分の思いどおりにのこすためには、生きているあいだの準備が大切です

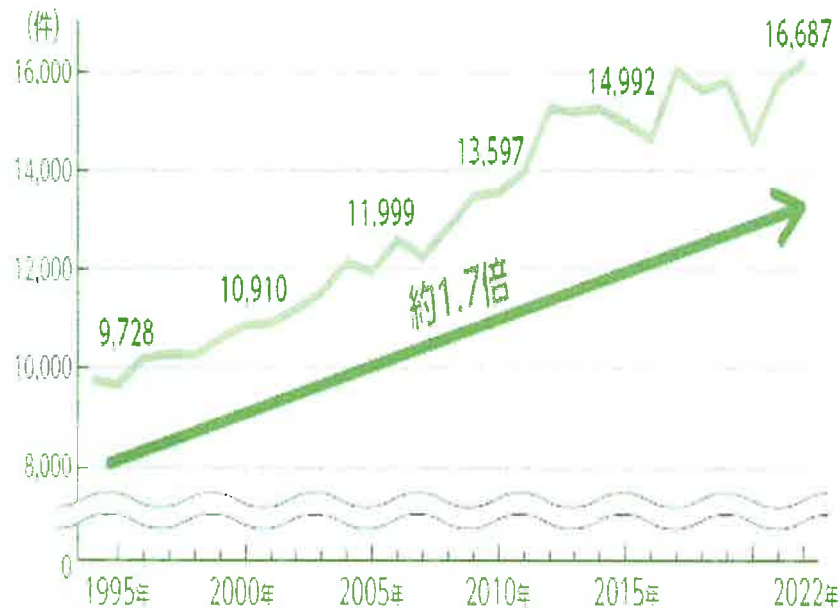
	なぜ？	具体的な準備の例
遺産分割の準備	相続財産が土地や不動産など、わけることが難しいものの場合、相続人の中でトラブルになる可能性がある	<ul style="list-style-type: none">● 日ごろから家族で話し合い、自分の思いを伝える● 状況に応じて生前に贈与する● 相続財産のわけ方を 遺言 でのこす
納税資金の準備	相続税は相続発生から10ヵ月以内に、現金で一括納付する必要がある	<ul style="list-style-type: none">● 生命保険 に加入する● 財産を金融資産にシフトする (例：不要な不動産を処分する)
相続財産を圧縮する準備	相続税の課税対象となる財産額を減らし、課税額を軽減	<ul style="list-style-type: none">● 生命保険 に加入する● 生前贈与 をする● 墓地・墓石・仏具を購入する● 不動産を購入し、アパートなどを建てる

相続は誰にでもやってきます

1 遺言にできること・・・相続がスムーズに進まない状況の増加

遺言などで遺産分割の準備をしておかないと、スムーズな相続が難しくなる場合があります

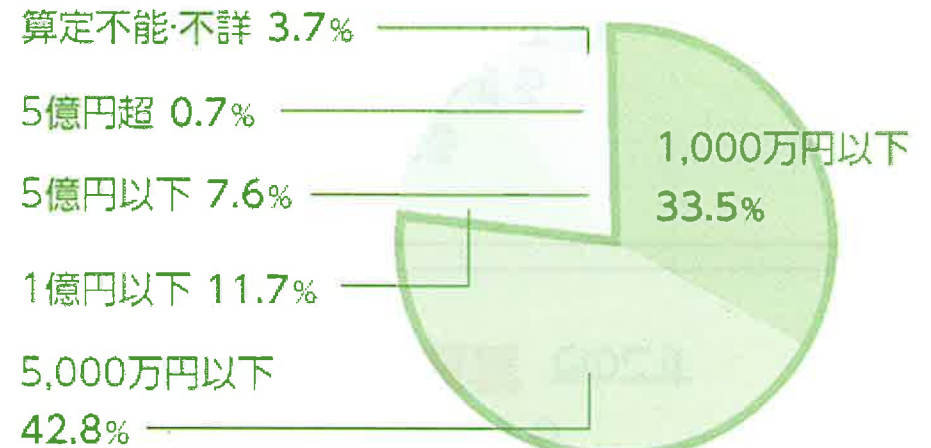
◆遺産分割事件の調停・審判新受件数の増加



「遺産分割協議」で合意できず、家庭裁判所の調停や審判に持ちこまれた件数は増加しています

◆調停成立件数<遺産の価格別>

2022年



調停で争われた遺産の額は、全体の4分の3以上が5,000万円以下です

【出典】司法統計年報「家事審判・調停事件の事件別新受件数」

【出典】2022年度 司法統計年報「家事審判・調停事件の事件別新受件数」

のこされたご家族が困らないように、準備をしておくことが必要なようです

1 遺言にできること・・・遺言を作るきっかけ

遺言をつくっておこうと思うのはどのようなときでしょうか

◆遺言書作成のきっかけ

自身の高齢化	64.2%
配偶者や子のために	29.6%
相続トラブルを避けるために	27.3%
自身の病気	15.9%
身内の死	9.1%

◆遺言を書いてよかったと思うこと

気持ちの整理になった	44.8%
自分の財産の使い道を自分の意思で決められた	32.8%
安心して老後を過ごせるようになった	26.9%
死後の不安が減った	23.9%
相続トラブルの心配が減った	22.4%

【出典】日本財団 遺言書に関する調査 2023年1月 対象：日本全国の60～79歳男女 2,000人（複数回答）

遺言がない場合、ある場合では遺産分割にどのような違いがあるのでしょうか

1 遺言にできること…遺言の有無による遺産分割方法の違い①

遺言がない場合は、相続人は話し合いで相続する財産を決めることとなります

◆遺産分割の方法

協議分割

相続人全員で話し合い、分割の割合や内容を決定

まとまらない

家庭裁判所

調停分割

話し合いがまとまるよう調停委員が導く

それでもまとまらない

審判分割

裁判官が事実を調査し一定の基準に基づいて遺産を分割



遺言がある場合はどうでしょうか

1 遺言にできること・・・遺言の有無による遺産分割方法の違い②

遺言があれば「円満かつ円滑な、亡くなった方の意思にそった遺産分割」が実現できます

遺産分割協議＝不要 遺言の内容にそって、遺産を分割

◆遺言にできること

相続発生時の遺産分割割合をあらかじめ自分の意思で決めることができる

相続発生後、相続人が遺産分割協議を行なう必要がなくなるため
相続人同士の無用な遺産争いを防止できる

遺言があっても、内容次第では遺産分割協議が必要となる場合もあります
内容をしっかり検討したうえで遺言を作成しましょう

遺言をつくっておいたほうがよいのは、どのような人でしょうか

2 遺言をつくっておいたほうがよい場合

遺言をつくっておいたほうがよい場合は、このようなときです

子どもたちに相続でトラブルを起こしてほしくない方

例

再婚して子どもがいる

介護負担に偏りがある

わけることが難しい財産が多く、現金が少ない

法定相続分以外の割合で、財産をのこしたい方

例

同居の家族に多くをのこしたい

自宅を配偶者にのこしたい

配偶者にすべての財産をのこしたい

特定の人に特定の財産をのこしたい方

例

事業承継をしたい

公的機関等に寄付したい

おひとりさまで相続人がいない

具体的な例を確認してみましょう

② 遺言をつくっておいたほうがよい場合

「わけることが難しい」財産が多い場合には、事前の対策が必要かもしれません

ケース1

財産の多くが不動産で、金融資産が少ない



財産を受け取ることができない相続人が遺産分割に納得しないことがある

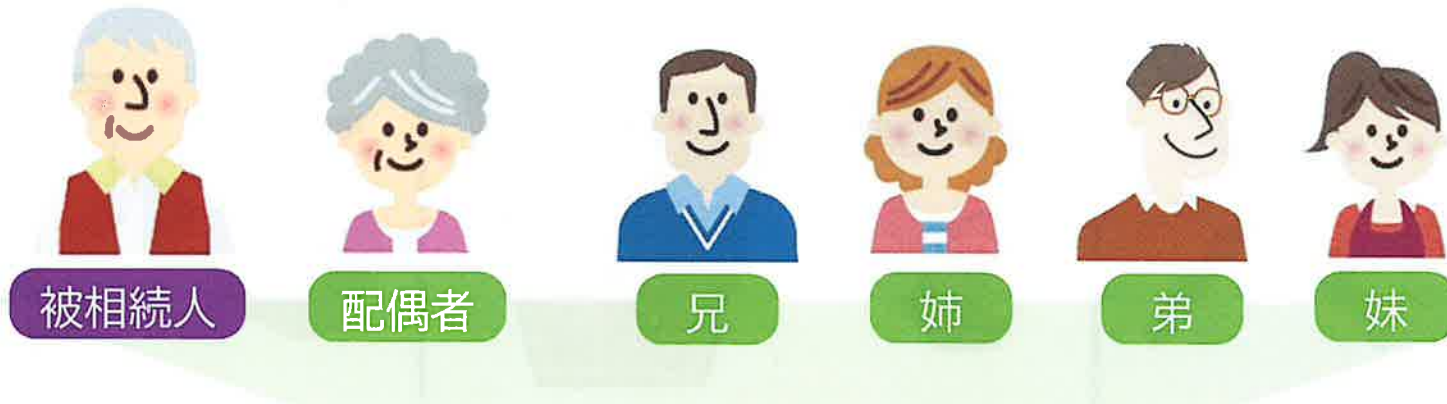
ほかにも、遺言をつくっておいたほうがよいケースがあります

2 遺言をつくっておいたほうがよい場合

子どもがいないご夫婦で、財産を配偶者だけに残したい場合には遺言が必要です

ケース2

子どもがいない夫婦



子どももいないため、配偶者が全額受け取れると考えられがちだが
兄弟姉妹が法定相続人となるため、財産を要求されるケースがある

ライフスタイルの変化などにより増えている、ひとりで暮らす人のケースを確認しましょう

2 遺言をつくっておいたほうがよい場合

法定相続人がいない「おひとりさま」の場合には、誰に財産をのこしたいか事前に考えて準備しておくことが必要です

ケース3

おひとりさまの場合



- 法定相続人がいない場合は、「国庫」に帰属(国のものとなる)
- 遺言があれば意思を尊重した遺産相続が可能
 - ・事実婚の相手に財産をのこしたい
 - ・最後を看取ってもらう方や死後の後片づけをお願いしたい方へ財産をのこしたい

遺言作成時には、相続時にトラブルにならないよう「遺留分」に配慮することが大切です

2 遺言をつくっておいたほうがよい場合・・・遺留分について

遺留分とは、民法で認められた**法定相続人の確保できる最低限の相続分のこと**をいいます

遺言などで遺留分が侵害された法定相続人は、遺留分を侵害しているほかの相続人等に対してその遺留分侵害額に相当する金銭の請求(遺留分侵害額請求)ができます

遺留分の権利者

配偶者、子・孫等、父母・祖父母等のみ [注]兄弟姉妹に遺留分はありません

遺留分算定の
基礎となる財産

相続財産だけでなく、生前に贈与した次のものも含まれます

- ①相続人に対する贈与財産
- ②相続人以外の人に対する特別受益に当たる相続開始前1年以内の贈与財産
- ②遺留分を侵害することを被相続人および受贈者の双方が承知のうえで贈与した財産(1年より前の贈与財産も含む)

遺留分侵害額請求
の時効

- ①遺留分を侵害された相続人が、遺留分を侵害されたことを知ったときから1年
あるいは
- ②相続開始のときから10年

遺留分の「割合」を確認しましょう

2

遺言をつくっておいたほうがよい場合・・・遺留分について

相続人の組み合わせにより、遺留分の割合が認められています

注：子=直系卑属、父母=直系尊属
※子、父母が複数いる場合は、それぞれの人数で按分

相続人の組み合わせ	遺留分	各人(※)の遺留分
配偶者と子 	1/2	配偶者 1/4  子 1/4  
配偶者と父母 	1/2	配偶者 2/6  父母 1/6  
配偶者と兄弟姉妹 	1/2	配偶者 1/2  兄弟姉妹 なし  
配偶者のみ 	1/2	配偶者 1/2 
子のみ 	1/2	子 1/2  
父母のみ 	1/3	父母 1/3  
兄弟姉妹のみ 	なし	兄弟姉妹 なし  

遺言にはどのような種類があるのでしょうか

3 遺言の種類

民法ではおもに以下の方式が定められています

◆普通方式遺言

自筆証書遺言

公正証書遺言

秘密証書遺言



上記の「普通方式」遺言は、ゆっくり落ち着いた状態で作成されますが、このほかに緊急時などに特別に作成する「特別方式」遺言もあります



◆特別方式遺言

一般臨終遺言

難船臨終遺言

一般隔離地遺言

船舶隔離地遺言

「自筆証書遺言」について、詳しく確認してみましょう

3 遺言の種類・・・自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者自身が全文を書き、署名・捺印して作成する遺言のことです

◆自筆証書遺言の特徴(民法)



1.全文を自筆で記述する

2.特定可能な正確な日付を記入する

3.氏名を記載する

4.押印する

作成者	本人	証人	不要
作成場所	指定なし	署名・捺印	本人
保管場所	遺言者が保管	法務局で保管	
検認	必要	不要	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで簡単に作成可 ・遺言の内容を秘密にできる ・費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで簡単に作成可 ・遺言の内容を秘密にできる ・紛失、偽造・変造、隠匿の恐れがない ・保管時に形式不備がないか確認してもらえる 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失、偽造・変造、隠匿のおそれがある ・形式や内容の不備で無効になるおそれがある ・相続時に見つからない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定者通知」を利用しない場合、保管されていることがわからないままのことがある ・内容不備で法的に無効になるおそれがある ・一定の保管料や手数料がかかる 	

「自筆証書遺言」の例をみてみましょう

3 遺言の種類・・・自筆証書遺言の見本

遺言

遺言者 明安太郎は、次のとおり遺言する。

1. 妻 明安花子(XXXX年X月X日生)に次の財産を相続させる。
 - ①所在 東京都千代田区〇〇町X丁目
地番 XX番XX
地積 XXX.XX平方メートル
 - ②所在 東京都中野区〇〇町XX丁目XX丁目XX
家屋番号 X番X
種類 ~~居室~~ 居室
構造 ~~木造~~ スレート葺2階建鉄骨造 この行2字削除11字追加 明安太郎
床面積 1階 XX.XX平方メートル 2階 XX.XX平方メートル
 - ③上記②の居室内にある家財一式
 - ④本遺言に記載以外の遺言者の有する財産の一式
2. 長女 明安花美(XXXX年X年X日生)に次の財産を相続させる。
 - ①〇〇銀行〇〇支店に預入中の遺言者名義の普通預金(XXXXXXX)全部
3. 長男 明安一郎(XXXX年X年X日生)に次の財産を相続させる。
 - ①〇〇証券〇〇支店に預託中の遺言者名義の有価証券全部
4. 遺言執行者として〇〇〇〇(弁護士、昭和XX年X月X日生、東京都〇〇区〇〇町XX番地在住)を指定する。
5. 付言事項
結婚当初から、いつも私の体をいたわり尽くしてくれた妻には言葉では言い表せないほど感謝している。
私がいなくなっても、変わらぬ生活を送れるように自宅の土地・建物は妻に残すことにした。
そのため子供たちの相続分は法定相続分に満たないが、わたしの気持ちを理解して、お母さんを大切に、家族仲良く幸せに暮らしてほしい。今まで本当にありがとう。

XXXX年XX月XX日

東京都中野区〇〇町XX丁目XX丁目X番
遺言者 明安太郎 明安

A タイトルは「遺言」とする

B 財産を取得させる人を特定できるように続柄・生年月日等を記載する

C 法定相続人には「相続させる」それ以外の人には「遺贈する」と記載する

D 不動産は登記事項証明書どおり正確に記載する

E 訂正箇所の欄外等に訂正した場所と訂正した旨を記し、署名する

F 遺言の対象とならない財産が生じないように、このような項目を入れる

G 金融資産は、支店名・口座番号も記載し特定できるようにする

H 遺言執行者の氏名・生年月日・住所・職業を記載する

I 遺言の理由やメッセージ等を書き添えるとよい(P19参照)

J 年月日は正確に記載する(「吉日」等は無効)

K 本名を記載し、捺印する(実印が望ましい)

そのほかの作成ルールを確認しましょう

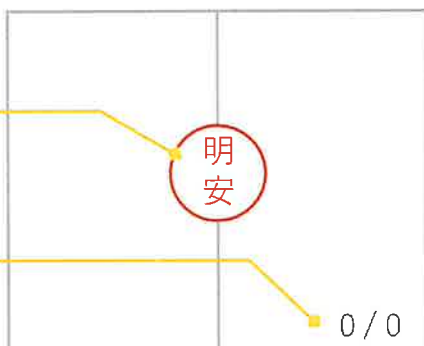
そのほかの作成ルール

【契印のしかた】

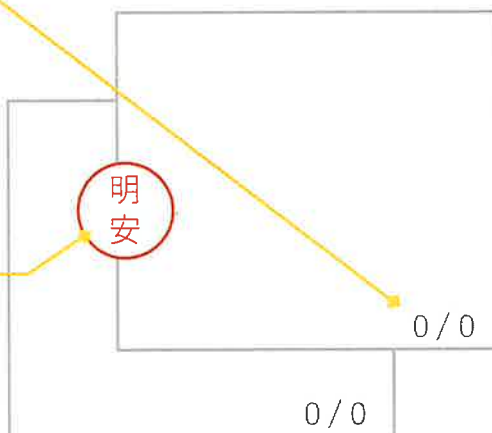
◆綴じるとき

綴じ目に押印する

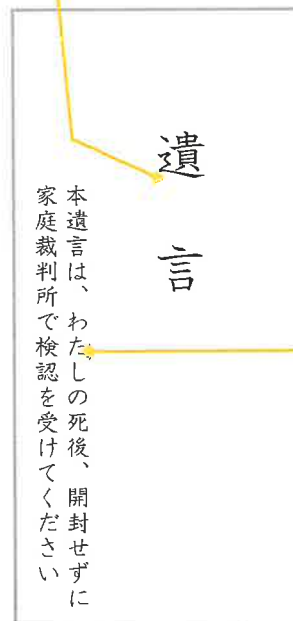
ページを記載する



◆綴じないとき

紙をずらして
押印する

【封筒のサンプル】

遺言とわかるように
記載する封印
(遺言と同印)

家庭裁判所の検認が必要な旨を記載する

遺言では家族に「想い」を伝えることもできます

3 遺言の種類・・・付言事項の記載

「付言事項」で、家族にのこす言葉を付け加えることもできます

遺言

遺言者 明安太郎は、次のとおり遺言する。

1. 妻 明安花子(XXXX年X月X日生)に次の財産を相続させる。
①所在地 東京都千代田区〇〇町X丁目
地番 XXXX
地積 XXXX平方メートル
②所在地 東京都中野区〇〇町XX丁目XX丁目XX番XX
家室番号 XX番X
建物 築造
用途 準準スレート2階建賃貸
東西積 1階 XXXX平方メートル 2階 XXXX平方メートル
③上記①の所在地にある契約一式
④本遺言に記載以外の遺言者の有する財産の一切
2. 長女 明安花美(XXXX年X月X日生)に次の財産を相続させる。
①〇〇銀行〇〇支店に預入中の遺言者名義の普通預金〇〇〇〇〇〇〇〇円全部
3. 長女 明安一郎(XXXX年X月X日生)に次の財産を相続させる。
①〇〇証券〇〇支店に預託中の遺言者名義の有価証券全部
4. 遺言執行者として〇〇〇〇(弁護士、昭和XX年X月X日生、東京都〇〇区〇〇町XX番地住居)を指定する。
5. 付言事項
結婚当初から、いつも私の体をいたわり尽くしてくれた妻には言葉では言い表せないほど感謝している。
私がいなくなっても、変わらぬ生活を送れるように自宅の土地・建物は妻に残すことにした。
そのため子どもたちの相続分は法定相続分に満たないが、わたしの気持ちを理解して、お母さんを大切に、家族仲良く幸せに暮らしてほしい。今まで本当にありがとう。

XXXX年XX月XX日
東京都中野区〇〇町XX丁目XX番
遺言者 明安太郎

5. 付言事項

結婚当初から、いつも私の体をいたわり尽くしてくれた妻には言葉では言い表せないほど感謝している。
私がいなくなっても、変わらぬ生活を送れるように自宅の土地・建物は妻にのこすことにした。
そのため子どもたちの相続分は法定相続分に満たないが、わたしの気持ちを理解して、お母さんを大切に、家族仲良く幸せに暮らしてほしい。今まで本当にありがとう。



法的効力はありませんが
家族への感謝や、遺言内容の理由や財産を託した人への想いなど、
ご自身の気持ちをのこすことができます
想いを伝えることで、被相続人の意思が尊重されやすくなり、
相続トラブルを回避し、円満な相続ができるケースも多くなります

自筆証書遺言を書き記す場合の留意点があります

遺言の種類・・・自筆証書遺言が無効となる事例

代筆した遺言



ワープロ・点字も無効
自分で書けない場合は
公正証書遺言を
利用しましょう

2019年1月13日より財産目録についてはパソコンでの作成やコピーが可能になりました

動画の遺言



ビデオやスマートフォンで撮影した動画

遺言は必ず**書面**で残す

署名・押印がない遺言



本人が特定できない遺言は無効
※署名はフルネーム、押印は実印がベスト。
認印・拇印でも可

訂正印がない遺言



訂正の効力は**生じない**
※遺言書自体は有効

夫婦連名で書いた遺言



共同遺言は**認められていない**

自筆証書遺言は「検認」の手続きによって有効な遺言となります

3 遺言の種類・・・自筆証書遺言の「検認」

検認とは、相続人に対して遺言の存在とその内容を知らせ、遺言の偽造・変造を防止するために家庭裁判所で行なう手続きのことです

法務局で保管しない場合



◆概要

1. 公正証書遺言以外の遺言は検認を受ける必要がある(法務局で保管しない場合)

2. 遺言の有効・無効を判断する手続きではない

3. 実務上、検認が完了していないと金融機関での相続手続きや不動産の登記などが認められないことが多い

項目	概要
申立人	遺言の保管者、遺言を発見した相続人
申立先	遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所
費用	・遺言書1通につき収入印紙代800円 ・相続人への連絡用の郵便切手代 ・(検認後)検認済証明書の発行申請費用として収入印紙代150円
必要書類	・申立書1通 ・申立人、相続人全員の戸籍謄本各1通 ・遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本各1通 ・遺言書の写し(開封されている場合)

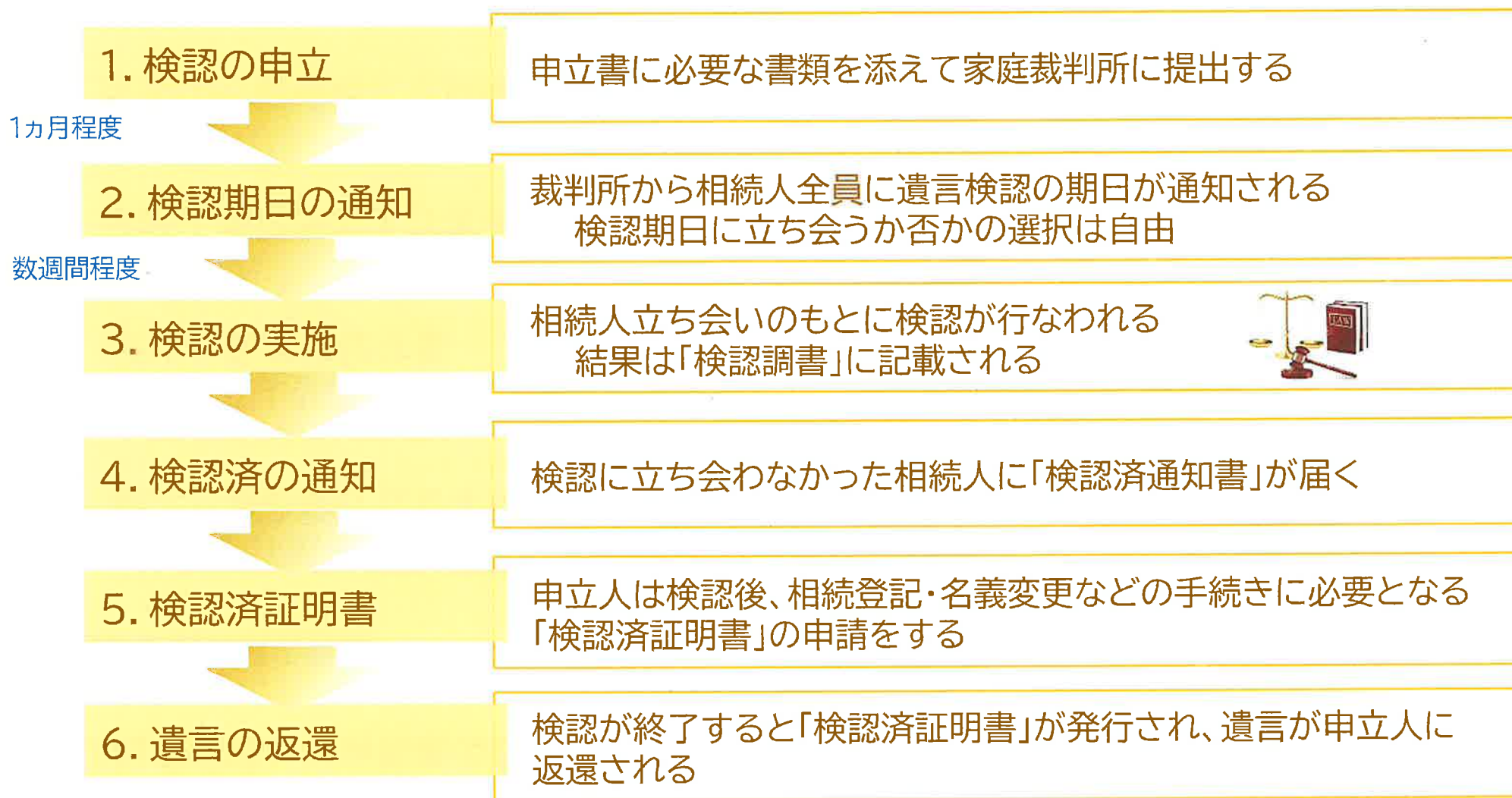
検認手続きの流れ・どれくらい時間がかかるのかを確認しましょう

3 遺言の種類・・・自筆証書遺言「検認手続きの手順」

法務局で保管しない場合

検認には約2ヵ月程度を要します

相続人全員に検認日が通知されますが、申立人以外の立ち会いは任意です



次に「公正証書遺言」について確認しましょう

3 遺言の種類・・・公正証書遺言

公正証書遺言とは遺言者の口述に基づいて公証人が「公正証書」で作成する遺言です

◆公正証書遺言の特徴

1. 公証人が作成した公文書を遺言者と証人へ読み聞かせるまたは閲覧させる

2. 遺言者および証人が、公文書の証人と署名捺印する

3. 公証人が付記および署名捺印する

4. 全国の公証役場にて検索できる※

作成者	公証人
作成場所	公証役場
証人	2名以上
署名・捺印	本人・証人・公証人
費用	有料
検認	不要
保管	公証役場にて原本を保管

備考

- 紛失や改ざんされるおそれがない
- 遺言の有効性が争われるリスクが低い
- ×作成に手間と時間と費用がかかる
- ×遺言内容を公証人や証人に知られる

※1989年以降に作成されたもの



公証人は当事者からの依頼によって公正証書を作成することを仕事としていますので、遺言内容の検討や税務相談は原則として応じてもらえません。遺言内容については、ご自身で事前に検討・確認しておく必要があります

公正証書遺言を作成するためには、必ず2名以上の証人が必要です

3 遺言の種類・・・公正証書遺言「証人」

証人は公証役場に有料で紹介してもらうことができますが、自分で証人を用意する場合は、以下の条件にあてはまらない人を探す必要があります

◆証人になれない人

未成年者

推定相続人・受遺者

推定相続人、受遺者の配偶者および直系血族(例:推定相続人・受遺者の祖父母・父母・子・孫など)

- ・公正証書遺言を作成する公証人の配偶者および4親等内の親族
- ・公証役場の関係者

《参考》証人が持参するもの

印鑑

認印は可、スタンプ型印鑑は不可

本人確認書類

運転免許証など、住所・氏名・生年月日を確認できるもの



公正証書遺言の作成にかかる費用をみてみましょう

3 遺言の種類・・・公正証書遺言「作成手数料」

相続人または遺贈を受ける人ごとに手数料額を計算し、各人の合計額が作成手数料となります

目的の価額 ※1	手数料 ※2
100万円以下	5,000円
100万円 を超え 200万円 以下	7,000円
200万円 を超え 500万円 以下	11,000円
500万円 を超え 1,000万円 以下	17,000円
1,000万円 を超え 3,000万円 以下	23,000円
3,000万円 を超え 5,000万円 以下	29,000円
5,000万円 を超え 1 億円 以下	43,000円
1 億円 を超え 3 億円 以下	超過額 5,000万円までごとに 43,000円に 13,000円を加算
3 億円 を超え 1 0 億円 以下	超過額 5,000万円までごとに 95,000円に 11,000円を加算
1 0 億円を超える場合	超過額 5,000万円までごとに 249,000円に 8,000円を加算

※1：各相続人・受遺者が受け取る利益の総額のこと

※2：目的の価額の総額が1億円以下の場合には手数料に11,000円を加算

【出典】日本公証人連合会「遺言のすすめ」（平成29年5月1日発行）



公正証書遺言を作成する場合は、公証人手数料令（政令）に定められた証書の作成手数料とそのほかの費用*がかかります

* 遺言者が病気または高齢等のために体力が弱り公証役場に赴くことができず、公証人が、病院、ご自宅、老人ホーム等に赴いて公正証書を作成する場合には、手数料が50%加算されるほか、公証人の日当と、現地までの交通費がかかります

具体的な費用の例を確認してみましょう

遺言の種類・・・公正証書遺言「作成時の費用例」

公正証書遺言作成時の費用例



相続財産 1億円




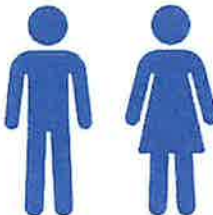
作成時の条件

- ▶ 病院に出張して作成
- ▶ 証人 2名を依頼
- ▶ 相続金額
妻・・・7,000万円
子・・・3,000万円

<参考>

謄本・正本・副本	1通	@250円
戸籍謄本	1通	@450円
印鑑証明書	1通	@300円
住民票	1通	@300円
評価証明書*		@300円
登記事項証明書*		@600円

* 不動産 1物件につき

妻	子	相続財産	公証人	証人	必要書類 謄本など	
						
手数料	手数料	遺言加算	手数料加算	出張の日当	日当	書類費用
43,000円	23,000円	11,000円	33,000円	20,000円(※)	30,000円	およそ5,000円
			(43,000円+23,000円) × 50%		1人あたり@15,000円とした場合	
			※ 4時間以内の場合は、10,000円			

作成費用合計: 約165,000円 + 交通費等実費

自筆証書遺言、公正証書遺言それぞれの特徴を再確認してみましょう

3 遺言の種類・・・自筆証書遺言と公正証書遺言の比較

ご自身の状況にあわせ、それぞれのメリット・デメリットを考慮することがポイントです

	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<p>遺言者保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ひとりで簡単に作成可 ◎費用がかからない ◎遺言の内容を秘密にできる 	<ul style="list-style-type: none"> ×紛失、偽造・変造、隠匿のおそれがある ×形式や内容の不備で無効になるおそれがある ×相続時に見つからない可能性がある
	<p>法務局保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ひとりで簡単に作成可 ◎保管時に形式不備がないか確認してもらえる ◎遺言の内容を秘密にできる ◎紛失、偽造・変造、隠匿のおそれがない 	<ul style="list-style-type: none"> ×保管されていることがわからないままのことがある (「指定者通知」を使用しない場合) ×内容不備で法的に無効になるおそれがある ×一定の保管料や手数料がかかる
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ◎公証役場で保管されるため紛失や改ざんされるおそれがない ◎遺言の有効性が争われるリスクが低い ◎検認手続きが不要 	<ul style="list-style-type: none"> ×公正証書の作成に手間と費用がかかる ×証人の立会いが必要であり、内容を親族に知られる可能性がある



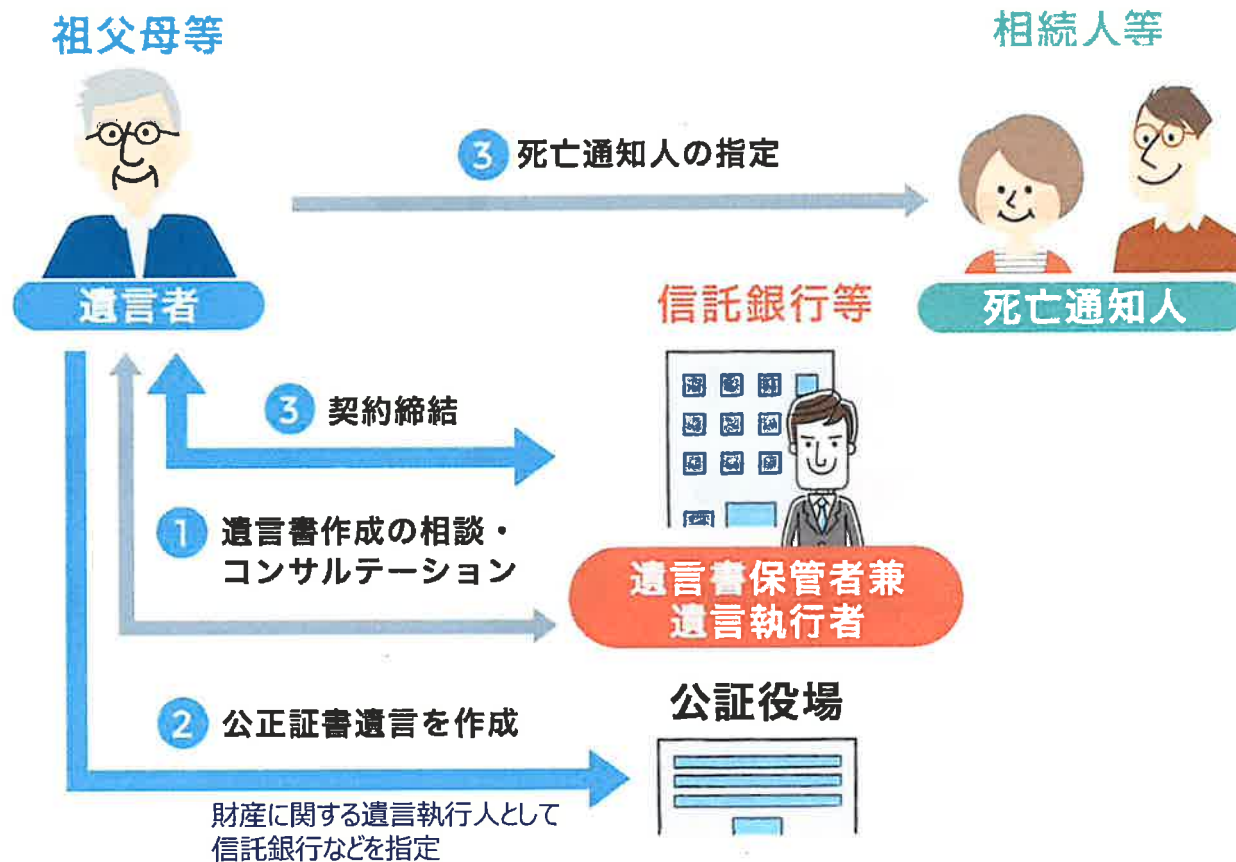
手間と費用はかかりますが「安心・確実」な遺言を作成するために、法務局で保管する自筆証書遺言や、公正証書遺言で遺言を活用される方が増えています

より確実に、ご自身の「思い」をのこす方法があります

4 遺言以外の相続対策・・・遺言信託

信託会社が、遺言書作成の事前相談から、作成・保管、遺言執行(または遺言書の返却)まで、総合的な財産管理を一括してサポートします

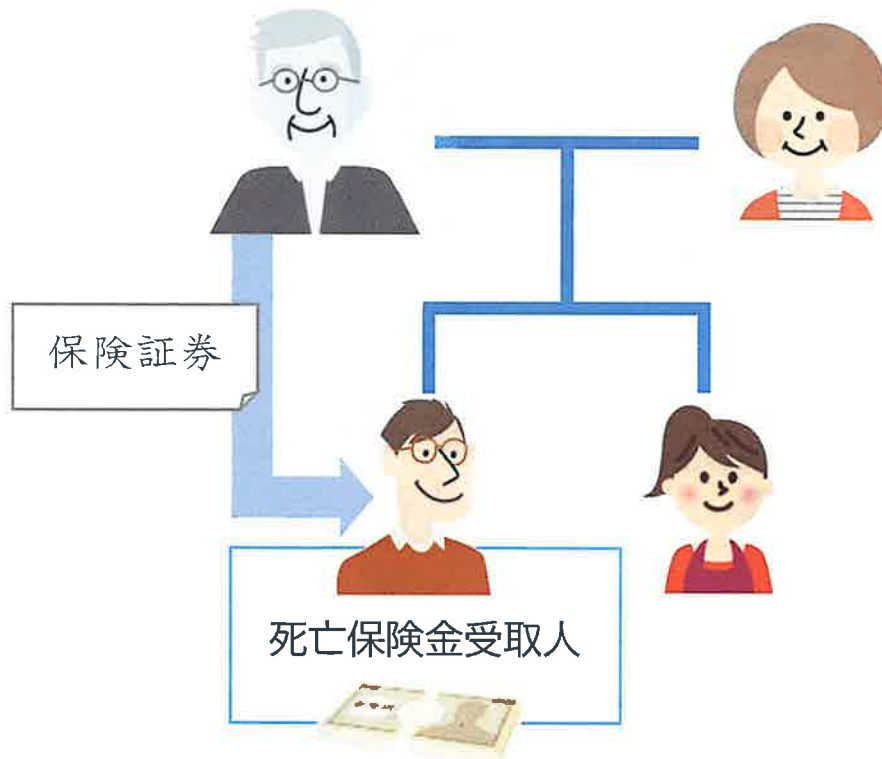
◆遺言信託の仕組み



もうひとつの方法は・・・

4 遺言以外の相続対策・・・生命保険

生命保険の死亡保険金受取人に指定することで、財産をのこしたい人に直接のこすことができます



死亡保険金の特徴

- 受取人固有の財産
- 遺産分割協議の対象外
- 民法上は相続財産ではないため
相続放棄をしても受け取ることができる
- 一般的に請求手続き後5営業日以内に
支払われる*ため、すぐに使える資金としての
準備にも有効

* 請求手続きに不備がない場合

死亡保険金で準備することは、相続時に不公平とみなされたりする心配はないのでしょうか

死亡保険金は特別受益にあたらぬ

死亡保険金については、よほどの不公平がない限り特別受益とはならないとされています

2004年10月29日最高裁判決

「特別受益」とは、相続人が被相続人から生前に受けていた贈与や相続開始後に遺贈などで受ける特別な利益のことをとといいます

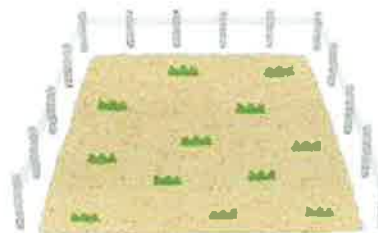
結婚式や
養子縁組の際の
持参金や支度金



家を買ってもらった
(資金をもらった)



土地をもらった
(資金をもらった)



大学や留学のための
学費などの
現金の贈与



特別受益

特別受益がある場合は、相続人同士の不公平をなくすために相続財産の前渡しを受けたものとして、その分を相続財産に加算して遺産分割を考えることになります

さらに、生命保険には相続税法上の特徴もあります

4

遺言以外の相続対策・・・死亡保険金の相続税法上の特徴

所定の条件を満たした生命保険の死亡保険金は、一定の金額まで相続税が非課税となります

相続税法第12条

非課税枠

500万円×法定相続人の数



相続人が妻と子2人で2,000万円の死亡保険金を受け取った場合

* 契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人だった場合



配偶者



長男



長女

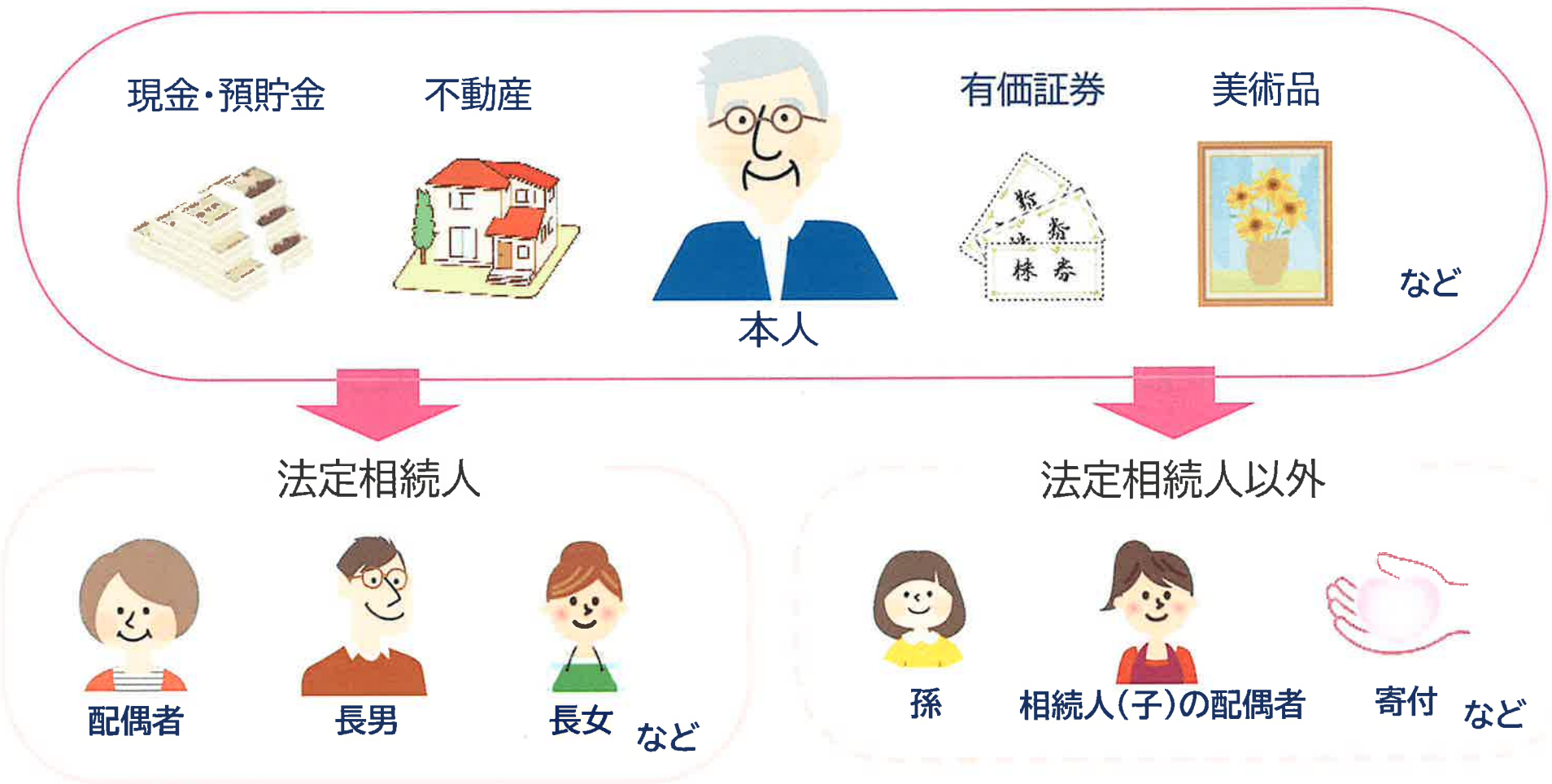
500万円×3人=1,500万円が非課税

課税対象は500万円のみ



ご自身やご家族について、考えてみましょう

5 自分自身の相続を考える



ご自身の「想い」を大切な人に伝える方法を考えてみてはいかがでしょうか

- 相続に自分自身の意思・想いを反映させるために、「遺言」という方法がある
- 主な遺言の方式には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」がある
- 「遺言」が無効にならないよう、また「遺言」がもとでトラブルにならないように準備する必要がある
- 相続の準備には「遺言」とともに、生命保険などの活用も有効である

ご清聴ありがとうございました

税務上の取扱いについては、2024年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。
個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください

監修 大森・山根綜合法律事務所 弁護士 大森 康由

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

担当者

明治安田生命 三郷営業所
鈴木 小夜
〒341-0044 埼玉県三郷市戸ヶ崎1-393
TEL048-955-6809 FAX048-955-6505